

令和3年8月松伏町教育委員会定例会会議録

・開会及び閉会に関する事項	令和3年8月23日（月）午後 2時00分 開会 午後 3時20分 閉会	
・場所	・松伏町役場 第二庁舎301会議室	
・出席委員の氏名	・教育長 岡田 直人	
	・教育長職務代理者 若盛 正城	
	・委員 田口 嘉則	
	・委員 渡邊 淳子	
	・委員 宇田川 陽子	
・欠席委員の氏名	・なし	
・傍聴人の氏名	・なし	
・委員及び傍聴人を除く他議場に参加した者の氏名	・教育総務課長 川村 功 ・教育文化振興課長 鈴木 英樹	
・議長名	・教育長 岡田 直人	
・会議録署名委員等	・出席委員全員及び会議録調製職員	
・書記	・主幹 松本 邦彦 ・主任 金丸 和之	
1. 開 会	議 長	午後2時00分、開会を宣言する。
2. 日程説明	主 幹	前回の会議録の承認、教育長の報告、議案3件、各委員からの報告・その他及びその他事務局報告2件、その他2件である旨説明する。
3. 前回会議録の承認を求めることについて	書 記	令和3年7月21日に開催した松伏町教育委員会7月定例会の会議録を朗読する。
	議 長	委員に諮る。
	委 員	異議なし。
	議 長	7月定例会の会議録について、承認したことを宣言する。
4. 教育長の報告	岡田教育長	・松伏町教職員自主研修会 ・Google社による学校教職員向けの研修会 ・Bリーグ「越谷アルファーズ」によるバスケット教室 ・新型コロナウイルス感染防止と主な行事

<p>5. 議 事</p>	<p>議 長 川村教育総務課長 鈴木教育文化振興課長 議 長 委 員 議 長</p>	<p>議案第20号 令和3年度松伏町一般会計補正予算（第3号）（案）に係る意見聴取について、説明を求める。 松伏町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、別紙のとおり令和3年度松伏町一般会計補正予算（第3号）（案）について意見を求められたので、議決を求める。 議案別紙、参考資料により説明をする。 議案別紙、参考資料により説明をする。 委員に諮る。 異議なし。 原案のとおり議決したことを宣言する。</p>
	<p>議 長 川村教育総務課長 鈴木教育文化振興課長 議 長 委 員 議 長</p>	<p>議案第21号 令和2年度松伏町一般会計歳入歳出決算のうち教育に関する事務に係る部分の認定について、説明を求める。 令和2年度松伏町一般会計歳入歳出決算について、松伏町議会の認定に付するにあたり、一般会計歳入歳出決算のうち教育に関する事務に係る部分の原案を決定することについて、主要施策成果表を添付し、別冊のとおり議決を求める。 別冊決算書について説明する。 別冊決算書について説明する。 委員に諮る。 異議なし。 原案のとおり議決したことを宣言する。</p>
	<p>議 長 川村教育総務課長 議 長 委 員 議 長</p>	<p>議案第22号 令和4年度使用中学校用教科用図書（社会（歴史的分野））について、説明を求める。 令和4年度使用中学校用教科用図書（社会（歴史的分野））について、第21採択地区構成市町の合意が図られたことから、新たに採択を行わず、引き続き令和2年度に採択した別紙記載の教科用図書を使用することについて、議決を求める。 議案別紙、参考資料により説明をする。 委員に諮る。 異議なし。 原案のとおり議決したことを宣言する。</p>
<p>6. 各委員からの報告・その他</p>	<p>若盛職務代理 田口委員 渡邊委員 宇田川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育と小学校教育の接続期における教育の質の現状と課題について ・ 子ども主体の保育について ・ 働き方改革と部活動の方向性について ・ 新学期のコロナウイルス感染症対策について ・ タブレット端末の使用環境について ・ 小中学校の夏季休業の延長について ・ ワクチン接種時の公休の考え方について ・ リモート授業について

<p>7. その他（報告）</p> <p style="text-align: center;">（その他）</p>	<p>主 幹</p> <p>川村教育総務課長</p> <p>主 幹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月以降の松伏町教育委員会の主な行事計画等について →10月1日（金）に臨時会を開催する予定。10月定例会は、21日午後2時から開催する。なお、定例会後に町長主催で総合教育会議を開催する。 ・令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について ・令和3年度各中学校体育祭及び松伏高等学校文化祭教育委員出席者について →いずれも来賓の招待は行わない。 ・令和3年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会議決書集計結果について
<p>8. 閉 会</p>	<p>議 長</p>	<p>午後3時20分、閉会を宣言する。</p>